

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>p6 ガイドライン本文 ー VFM評価の基本的な考え方 1 VFMとは (9)</p>	<p>(9)VFMは、当該PFI事業が目的とする公共サービスの必要性に関する行政側としての説明責任を果たすための評価概念・手法であって、コスト評価としての効率性の議論ではない。すなわち、「VFM」=「PSC」-「PFI・LCC」なる等式は誤りで、この等式の右辺はVFM(評価)における一検証要素としての「事業コスト検討式」にしか過ぎないことに留意しなければならない。VFMは、行政が実施する公共(施設)事業とは何かを問いたずら行財政改革における基本概念の一つである。郵政民営化の真の狙いが、財政投融资により公共と称する事業に洪水的に流れ出た郵政の民間資金の抑制にあったように、VFMは公共と称する事業へのPFIによる民間資金の垂れ流しの拡大を抑制することに真の狙いがあり、それを単なる「事業コスト検討式」に貶めるようなことは、決して、あってはならない。公共施設等の管理者はVFMのこの本質を正しく理解しなければならない。なお、実務的には「VFM=総合評価」と定義するのが正しく、事業の選定時あるいは民間事業者の評価・選定時の総合評価がVFMに相当する。</p>	<p>現行のPFI制度においては、基本方針の前文にあるとおり、「公共性のある事業」を対象としており、公共サービスの必要性についてはPFIを適用するかどうか以前の段階で検討すべきものと考えられます。一方、VFMについては、基本方針一3(1)にあるとおり、「特定事業の選定に当たっては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること」を具体的に評価する方法であると考えられます。以上を前提にPFI推進委員会総合部会に設置されたワーキンググループで議論した結果を踏まえた記述となっております。</p> <p>また、以下の説明を追記しました。(下線) ・<u>ガイドライン本文一1(2)、(3)に示されているとおり、VFMとは効率性の議論であり…</u></p>

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
2	<p>p6 ガイドライン本文 ー VFM評価の基本的な考え方 1 VFMとは (9)</p>	<p>(9) VFMは、行政サービスとしての必要性(事業の内容、規模、立地、手法など)を判断する際も社会的な費用・効果の検証の方法として用いること、また、民間提案を幅広く誘導できるよう選定基準の加点項目にするなど工夫すべきである。ただし、VFM > 0 であることで必要性が証明されるわけではないことには十分な注意が必要である。 理由 行政サービスとしての必要性とは、サービス供給の社会的費用と、得られる社会的便益のバランス、すなわち効率性と密接に関連する概念であり、効率性指標であるVFMが活用しうる。また、効率化の知恵を期待できる民間提案が大きな意味を持つ。改定案は、VFM>0であることを理由として行政サービスを決定することを懸念していると推測されるが、逆に、必要性の判断を効率性の検証から切り離すことは、効率性を度外視した必要性の判断を促しかねない。また、費用対効果分析や行政評価上の効果分析を求めているが、行政内部で完結する方法では、結果的に行政のアプリオリな判断を追認するだけになる懸念がある。本提案は、こうした弊害を除去するために、効率性指標として官民間問わず広く知られているVFMを活用することを趣旨とする。民間提案により、あるいは行政提案の場合でも第三者委員会による検証を行うことにより、社会的便益や費用を開示し客観的な判断材料とすることができる。もちろん、VFMによっても社会的費用対効果を明確に把握することは難しいが、この点は他の手法においても同様である。少なくとも、同一条件下での相对比较(たとえば、駅前公有地に図書館を建設するか博物館にするか)、サービス供給方法の優劣比較(公共事業、PFI、指定管理者、民営化などの選択)等の場合には、現状でも工夫すればVFMを活用できる。これにより、社会的費用対効果の観点からより優れた事業が起きることで、財政の効率化、住民の生活の質の向上、民間・NPOの機会拡大の3つのプラスを期待できる。また、実効性を高めるため、民間提案を積極的に推奨すべきである。現状の提案制度が機能していないのは、提案事業者にインセンティブがないためである。このため、対象事業の内容、規模、立地、手法の重要部分が採用された場合には、その提案に知的財産価値があったものとみなして、事業者選定手続きにおいて加点する方法をあわせて提案する。</p>	<p>現行のPFI制度においては、基本方針の前文にあるとおり、「公共性のある事業」を対象としており、公共サービスの必要性についてはPFIを適用するかどうか以前の段階で検討すべきものと考えられます。一方、VFMについては、基本方針一3(1)にあるとおり、「特定事業の選定に当たっては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の建設、維持管理及び運営が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること」を具体的に評価する方法であると考えられます。以上を前提にPFI推進委員会総合部会に設置されたワーキンググループで議論した結果を踏まえた記述となっております。</p> <p>また、以下の説明を追記しました。(下線) ・<u>ガイドライン本文一1(2)、(3)に示されているとおり、VFMとは効率性の議論であり…</u></p> <p>なお、効率性を度外視した必要性の判断を促しかねないというご指摘は、改定案において後年度財政負担能力の観点からVFMの議論とは別異に必要性の議論について行う必要があるとして留意を促しております。</p>
3	<p>p6 ガイドライン本文 ー VFM評価の基本的な考え方 1 VFMとは (10)</p>	<p>(10) 従って、事業コスト検討式(PSC/PFI・LCC)は、その重要なコスト変動要素である「サービスの質」及び「リスクコスト」において、事業者の評価・選定段階に至って、初めて定性・定量的に確定できるという実体認識のもとに、一つの参考指標として取扱うものとする。特に、日本においては具体的な施設・業務リスクコストの蓄積がなく、事業選定時の事業コスト検討式から省略されている例が多いことも参考指標とする根拠である。</p>	<p>サービスの質を加味したVFMの算出、リスク分担のあり方や評価に関しては今後の検討課題であり、今後の議論の際に参考とさせていただきます。</p>

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
4	<p>p6 ガイドライン本文 ー VFM評価の基本的な考え方 1 VFMとは (10)</p>	<p>6 p(10)また、VFMは単に計算すればよいというものではなく、評価の各段階において事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものであり、このような観点からみた場合、VFM評価における導入可能性調査の役割は極めて重要である。</p> <p>と11 p(2)また、上記1(10)で述べたとおり、VFMは評価の各段階において事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものであり、導入可能性調査を実施する段階においてもVFM評価を行うことが必要である。</p> <p>ガイドラインを利用する担当者の立場に立ってみると、この二つの文章を追加しただけでは、どのようにしてVFMを算定すべきなのかは、従来と同様に分からないままだと思われます。このVFMの算定方法については、「Examining the Value for money of deals under the Private Finance Initiative」(英国のNational Audit Office 1999年8月13日発行)の中で、示されている4分類20項目のVFMの源泉となる要素が、プロジェクトのライフサイクルにおいてどういう観点から見直されているかが、A Framework for evaluating the implementation of Private Finance Initiative projects.((2006年5月にNational Audit Office発行)を参照することで分かります。プロジェクトのライフサイクルを次の6つに分類し 戦略分析段階、入札段階、契約締結段階、運営前の業務推進段階、運営の初期段階、運営成熟段階 その上で、4分類20項目のVFMを次の6つのテーマで分析します。 発注者が求めた通りの事業となっているか、PFI手法が業務実施の適切なメカニズムであるか、ステークホルダーが事業推進を支援しているか、プロジェクト管理の品質は高いか、コスト、品質、柔軟性のバランスは最適か、効果的なリスク配分と管理が行われているか これらのマトリックスを利用して、事業を改善することが可能です。既に、入札段階が終わって事業締結が住んでいる事業でも、VFMを向上させるために28のマトリックスの検討が出来ることがわかります。</p>	<p>以下のとおり追記しました。(下線)</p> <p>(10)また、VFMは単に計算すればよいというものではなく、<u>事業の企画、特定事業評価、事業者選定などの各段階において、段階的に試みられることが適切である。またその各段階において、事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである。</u>このような観点からみた場合、VFM評価における導入可能性調査の役割は極めて重要である。</p>

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
5	<p>p6 ガイドライン本文 ー VFM評価の基本的な考え方 1 VFMとは (11)</p>	<p>VFMの源泉についての分類を示してやるのが、地方自治体にとって有益だと思われます。2007年5月10日付の地方行政にも記載しましたが、1999年8月13日付けの「Examining the Value for money of deals under the Private Finance Initiative」(英国のNational Audit Office発行)の中で、次の4分類20項目から生まれることが指摘されています。 分類1: 契約の柔軟性(変動要素)から生み出されるもの 設計の柔軟性 運営の柔軟性 財務の柔軟性 成果物の柔軟性 リスク移転の柔軟性 分類2: 入札による競争要素から生み出されるもの 財務的競争 リスク移転の競争 事業安定性の競争 サービス品質の競争 分類3: 事業者提案から生み出されるもの 費用の優位性 実績の優位性 設計特徴の優位性 運営特徴の優位性 リスクの影響度の優位性 分類4: 落札者と契約内容についての交渉から生み出されるもの 財務上の交渉 設計上の交渉 運営上の交渉 成果物についての交渉 リスク配分についての交渉 制裁措置についての交渉 これらのVFMを生み出す項目をプロジェクトのライフサイクルのどの進捗段階で、どの要素から生み出すかを分析する仕組み、既に構築されて、国家的監査が行われていることが、A Framework for evaluating the implementation of Private Finance Initiative projects.((2006年5月にNational Audit Office発行)から分かります。これらのガイドラインは、良くまとまっているので翻訳されてはいかがでしょうか？</p>	<p>VFMの源泉の詳細な分類については、今後の検討課題の一つであり、頂戴したイギリスの事例は今後の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>p6 ガイドライン本文 ー VFM評価の基本的な考え方 1 VFMとは (11)</p>	<p>(11) 公共事業のVFM(総合評価)において、単なる初期投資のみでなく、事業の生涯コスト(PSC/PFI/LCC)を求めることが大前提で、その意味で事業コスト検討式の重要性は言うまでもない。但し、事業の生涯コストは、「サービスの質」を具体的な業務モニタリング項目・基準に展開し、初めてリスクコストも含めて算定・算出可能となる。しかるに、運営段階に至った約6割ものPFI事業が、まだ、モニタリング基準も作成せず、「契約主義」に基づかないPFI事業が多数を占めることに鑑み、官民協力し、モニタリング項目・基準の情報公開による入札書類への組み込みと質の改善に取り組まなければならない。</p>	<p>ご指摘の前段部分は、改定案(11)において、VFMの源泉の要素としては、ライフサイクル全体を民間にゆだねること・・・と同趣旨のことを記載しております。また、後段のご指摘は、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに係る事項ですので、今後これらにつき検討を進める際の参考とさせていただきます。</p>

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
7	<p>p6 解説 (VFMの位置づけ) (1)VFMは、効率性の議論であることを再認識すべきである ・VFMは効率性の議論であり、必要性の議論ではない。必要性の議論は公共性原則、即ち、行政サービスとしてどうして必要なのかという観点から、また、…</p>	<p>たぶん、VFMが出ないという調査結果が出た場合に、事業を実施しないで中止するという判断を下した自治体が幾つか存在したことから、このような表現がされているのだと思われるが、VFMが効率性の議論であるとする根拠が明白ではなく、少なくとも、国際的なPFI事業の考え方の中に、VFMが効率性の議論であるという認識は無いと思われる。この部分は、最初のVFMの概念を規定する部分であり、とても重要な部分であるので、この表現は検討すべきであると考え。ちなみに、競争的対話方式が導入されたのは、英国の交渉手続きが、効率性を重んじて構築された仕組であったため、効率性を重んじると、特定の強いものだけが勝ち、公平性が担保できなくなるという議論がされ、公平性を保つためにPFI事業に競争的対話方式が導入されている。しかしながら、PFI推進の基準が、効率性以上に公平性を重んじるようになったことによって、VFMの概念が変わったわけではない。このことから、VFMを効率性の議論であると結論付けることは合理的ではないと考える。</p>	<p>VFMが効率性の議論である根拠を明確にするために、以下の説明を追記しました。(下線) ・<u>ガイドライン本文一(2)、(3)に示されているとおり、VFMとは効率性の議論であり…</u></p>
8	<p>p6 解説 (VFMの位置づけ) 例えば、民間発意のPFI案件において、民間提案だから…</p>	<p>VFMの必要性和効率性の議論において民間発意事業の例があげられているが、現状、民間発意事業の実施事例はなく、また、VFMの位置付け・基本的概念を説明する主旨、文脈からも必ずしもふさわしくないとと思われる。民間発意事業の取扱いについては、別途章立てするか、2.PFI事業の類型とVFM評価、等で言及した方がよいのではと思われる。</p>	<p>解説案で記載されている内容は、PFI推進委員会総合部会に設置されたワーキンググループで議論されたことを踏まえており、VFMが効率性の議論であることを再認識すべきとの文脈で民間発意事業に言及があったことによるものです。</p>
9	<p>p7 解説 (VFMの位置づけ) …具体的にVFMがどこまで及んでいるかという計測を行うことは極めて困難であることもあり、実務的には事業を実施する行政体の単位、すなわち管理者等のレベルでVFMを捉えることが適当である。</p>	<p>PFI事業による外部経済効果の計測等は計測困難と思われるが、現状課税制度に基づく税金については十分に把握可能である。税収調整についてはワーキング報告でも、公共(税金の帰属)の範囲やイコールフットイング等、今後議論が必要とされている内容でもある。このため、一VFM評価の基本的な考え方 1VFMとは 解説 (VFMの位置付け)において、「管理者等のレベルでVFMを捉えることが適当である」と断定する表現となっているが、解説等において、ワーキング報告等の内容に言及するのが適切と考える。</p>	<p>解説案で記載されている内容は、PFI推進委員会総合部会に設置されたワーキンググループで議論されたことを踏まえております。</p>

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
10	<p>p7 参考1< 海外(英仏)でのVFMの位置づけ > 英では、VFMの考え方は変わってきており、現在では、バリューは、定量的な支払(費用)のみでみるべきものではなく、定性的なものとの評価も含んだ費用と質の最適な結合から生まれるとの考え方をとっている。</p>	<p>現在ではと限定するのは、過去に定量的な支払のみで見えていたという事実があるからという印象を受けるので、このような表現は避けることが望ましい。少なくとも、1999年8月13日付けの「Examining the Value for money of deals under the Private Finance Initiative」(英国のNational Audit Office発行)では、Value for Money(VFM): The achievement of the optimum combination of whole life cost and quality to meet the customer s requirements. 「発注者の要求を満たすライフサイクルコストと品質の最適な組み合わせにいたること」と既定されている。ガイドラインの参考情報として、比較対象の時間軸が曖昧な表現および、1999年から明確に規定されているものを「現在では」と、あたかもこの数年間に変更した印象を与えかねない表現は避けることが望ましい。Valueはあくまでも、価値であり、VFMは、使うお金の価値が高いか低いかという一般的な概念である。日本のPFI事業に使う言葉であっても、VFMの定義を日本流に解釈することは、好ましく無いと考える。</p>	<p>PFI推進委員会総合部会に設置されたワーキンググループにおいて、英国におけるVFMの考え方は変化してきているという認識のもとに議論されたことを踏まえております。</p>
11	<p>p10 ガイドライン本文 1 VFM評価の基本的な考え方 2 PFI事業の種類とVFM評価</p>	<p>サービス購入型以外のジョイントベンチャーや独立採算型PFIの場合はVFMの評価以前に、独立採算業務が成立するか否かの精査が不可欠です。中でも、事業期間、利用者数設定、料金改定等集客想定については注意が必要です。 VFMをあげるための過大な集客リスクを民間事業者に負わせることは避けるべきであり、十分なマーケット調査、第三者からの意見を得て慎重に算出すべきであることを明記して頂きたいと思っております。</p>	<p>今回の意見募集は募集要項に記載のとおり、原則として今回改定案を提示した部分に限らせていただいております。</p>
12	<p>p11 ガイドライン本文 1 VFM評価の基本的な考え方 3 VFM評価を行う時点等 (2)</p>	<p>3 VFMの評価を行う時点等 (2)では導入可能性調査段階でのVFM評価(プレアプレイザル、事前評価)の必要性のみ規定されている。一方、ポストアプレイザル(事業者選定段階及び以降の段階の事業評価)については、1 VFMとは、の解説(VFMの源泉)において、「ポストアプレイザルについて検討していく必要がある」(p8～p9)との記述がある。本項目の解説としても記述するのが適切と思われる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり追記しました。(下線) 解説部分 (事後評価)事後評価とVFMの源泉との関係については、p9参照</p>

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
13	p13 解説 (設計費、建設費、維持管理費等)	<p>「従来方式の場合では、管理者等が入札前に対象施設の設計図書を作成し、これに基づき費用の積算を行うが、PFI方式の場合には…この段階で従来方式と同様の精度を有する設計・建設費等を算出するのは容易ではない。」「したがって、実務的には…、可能な範囲で要求水準書を作成し、建設費等の費用を算出することが望ましい。」 上記パラグラフの内容はいずれもPFI事業のLCC算定のものである。PSCについては公共側が設定した要求水準書に基づき、設計図書等を作成し、積算すべきであり、誤解を与えると思われる。また、「したがって、実務的には事業者選定時に要求水準書を通じて管理者等の意図を応募者に伝えることになることを踏まえ…」とあるが、管理者等の意図は実施方針公表時に示し、入札時(入札説明書公表時)に明確化すべきであり、事業者選定時とあるのは誤りと思われる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「従来方式の場合では…算出することが望ましい。」を削除し、PFI-LCCの解説部分に記載。 (PFI-LCCの解説部分) ・<u>なお</u>、従来方式の場合では、…容易ではない。 ・一方、管理者等が行うPFI-LCCの算出結果は…説明責任を果たす必要がある。
14	p13 解説 (設計費、建設費、維持管理費等)	<p>「従来方式の場合では、管理者等が入札前に対象施設の設計図書を作成し、これに基づき費用の積算を行うが、PFI方式の場合には…この段階で従来方式と同様の精度を有する設計・建設費等を算出するのは容易ではない。」「したがって、実務的には…、可能な範囲で要求水準書を作成し、建設費等の費用を算出することが望ましい。」 これらの内容はいずれもPFI事業のLCC算定のものである。PSCについては公共側で事前に設計図書等を作成し、積算すべきであり、誤解を与えるため、削除すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・したがって、実務的には、<u>入札説明書公表時に…可能な範囲で要求水準書を作成し、応募者が適切に建設費等の費用を算出することに資するようにすることが望ましい。</u> ・<u>また、現状では費用を各段階ごとに推定し、積み上げることにより算出することは…</u>
15	p17 ガイドライン本文 三 PFI事業のLCCの算定 2 算定方法	<p>LCCの算定に際し、PSCに一定の比率で各費用の削減効果を算出しているケースが多いなど、合理的根拠があるのか疑わしく思います。 類似事業からの積み上げによる算出を大原則とすることを明記し、更に事業者選定以降までに必ずVFM算出の根拠を公表、あるいは、内閣府(例)への開示をすべきことを追記していただきたいと思ます。</p>	<p>VFM算出の根拠の公表等については、ガイドライン本文四4に記載されており、今回の意見募集は募集要項に記載のとおり、原則として今回改定案を提示した部分に限らせていただいております。 なお、積み上げによることを原則とすることは、解説において記載しております。</p>

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
16	<p>p17~p19 解説 (設計費、建設費、維持管理・運営費) (資金調達コスト) (選定事業者の収益性)</p>	<p>下記項目について言及、解説が必要と思われる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業会社設立費、各種公租公課、開業準備費用等の開業諸経費 ・金融組成費(アレンジメントフィー、コミットメントフィー、アドバイザーフィー等)(資金調達コスト)として言及するか、上記まとめて事業諸経費として言及 ・事業会社一般管理費(特に、事業会社として実体のある組織、専門要員の配置等を提案上求める場合) ・PFI事業の公募、事業者選定、契約締結に要する費用、モニタリングに要する費用等の間接コスト項目の明示 <p>補足説明・修正等が必要と思われる項目</p> <p>PIRR解説 「・・・投資に相当するものが建設費等の初期投資費」 「・・・投資に相当するものが建設費等の投資費」 (理由)PIRR算定における投資は事業期間にわたる投資であるため</p> <p>EIRR解説 株主配当等、出資等 株主配当(株主劣後融資がある場合、返済元利)、出資(株主劣後融資) (理由)出資のみによる自己資金調達よりも株主劣後融資を入れた調達が一般化し、むしろ主流となっているため</p> <p>DSCR ・LLCRの解説も加えた上で、「DSCRが1.0以上あることが最低条件であるが」 「単年度の返済安全性評価においてはDSCRが1.0以上あることが基本条件となる。また、事業期間を通じた返済安全性評価においてはLLCRが1.0以上あることが基本条件となる」 (理由)修繕投資を長期修繕計画に基づき実行する場合、修繕投資が発生する年度については、DSCRが1.0を下回ることになるが、そのために修繕積立(内部留保)を行っており、累積年度ベースでは問題ない。DSCRやLLCRの値自体よりも、適切な内部留保があるかどうかなど、事業キャッシュフロー全体から判断すべき、等の解説が必要である。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修文、追記しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI - LCCの各種間接費について <u>この際、事業会社設立費、各種公租公課、開業準備費用等の開業諸経費等についても算定すべきことに留意する必要がある。</u> ・PIRRについて ご指摘のとおり「・・・投資に相当するものが建設費等の投資額」とします。 ・EIRRについて 「株主配当等、投資に相当するものが出資等」は、株主が拠出したものに対するリターンを広く指しておりますので、原文のとおりといたします。 ・DSCRについて ご指摘を踏まえ、脚注に以下を追記しました。 <u>修繕投資を長期修繕計画に基づき実行する場合、修繕投資が発生する年度については、DSCRが1.0を下回ることもあるが、そのために修繕積立(内部留保)を行っており、累積年度ベースでは問題ないと判断するケースもある。DSCRの値自体よりも、適切な内部留保があるかどうかなど、事業キャッシュフロー全体から判断すべきと考えられる。なお、事業期間を通じて借入金の元利金返済を把握するための指標として、LLCRが用いられることもある。</u>
17	<p>p21 ガイドライン本文 四 VFM評価における留意事項 1 リスクの定量化 (11)</p>	<p>公表段階で、保険料を適正に見積もることは大変難しいと思います。事業上の想定されるリスクを基に保険コンサルタント等の適切なアドバイスを得る必要があります。また、保険料の変動は、一般の物価等と連動しないため、コンティンジェンシーを含め事業期間にわたり考慮されるべきかと思います。</p>	<p>今回の意見募集は募集要項に記載のとおり、原則として今回改定案を提示した部分に限らせていただいております。なお、リスクについての取扱いは今後の検討課題ですので、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
18	<p>p8 解説 (VFMの源泉) 英国のハイウェイ エージェンシーでは、 VFMを高めるようなアプ ローチの中で、リスク ワークショップを実施し て…</p> <p>p23 解説 (割引率の設定方法) ・英国では、事業期間 30年以下の事業の割引 率として3.5%を使用す ることが奨励されてい る。 ・実務的には (社会的 時間選好率による設定 する方法)の考え方に 基づき設定することは 困難である</p>	<p>英国の財務省のThe Green Bookに示されている社会的時間選好率を紹介するときには、一緒に楽観バイアス(Optimism Bias)を紹介することが望ましい。わが国の社会的時間選好率の算定と社会的時間選好率と楽観バイアスの関係について以下にしめす。英国が3.5%を算定したデータと同じMaddison統計の同時期の日本の指標を使って、英国と同じ考え方で算定してみると、わが国の一人当りの消費の年度成長率は5.04%あるため、日本の社会的時間選好率は最も低い場合でも、$r = 1\% + 0.8 * 5\% = 5\%$ 最も高い場合には、$r = 1.5\% + 1.1 * 5\% = 7\%$ という数値になる。現在、わが国の国及び多くの地方自治体がPFI事業に使っている割引率の4%という数値は、公共事業関係省庁の事務次官等で構成される「公共事業の実施に関する連絡会議」において了承された「費用対効果分析の共通的な運用方針(試行案)」(平成11年3月)に基いたものであると考えられるが、主観的な判断に基いて合意によって設定されたものであり、明確な根拠は無いと言われている。この社会的時間選好率である3.5%が用いられる前は、英国は6%の割引率を利用していた。この6%を3.5%に変更するに当たって英国財務省は楽観バイアスの考え方をGreen Bookと一緒に紹介している。 http://www.hm-treasury.gov.uk/media/A00/D3/greenbook_mott.pdf 明確に6%と3.5%の差である2.5%といているわけではないが、事業計画の初期段階では、変動要素が大きく、楽観的に見積もられる傾向にある。この楽観バイアスは、計画が煮詰まっていって契約締結時には、最終的には0%になるという考え方である。ハイウェイエージェンシーのリスクワークショップでの源泉とはこの楽観バイアスであると考えてよいとおもわれる。</p>	<p>現在価値への換算(割引率の設定方法)については、PFI推進委員会総合部会に設置されたワーキンググループにおいても様々な考え方が示されたところであり、解説案で示された内容はこれを踏まえております。頂戴したイギリスの事例は今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

	該当箇所	御意見	御意見に対する考え方
19	24p 解説 (割引率の設定方法)	<p>リスクフリーレートの使用はあくまで、ガイドライン本文規定(2)にあるように、リスクの調整が適切に行われていることが前提である。解説(p24)では、「VFMガイドラインは、割引率については、リスクフリーレートを用いることが適切としており…」とあるが、個々のPFI事業でリスク調整が行われること、という前提条件の明示、強調が必要であると思われる。割引率については、理論、英国事例等が紹介されているが、実務ガイドラインとして、当面の措置であっても一定の見解を示すべきである。特に、現状一般的な4%が妥当な範囲であるのか、問題があるのかの見解明示が必要と思われる。リスク調整がほとんどの事業で実施されていない現状では、当面一定の範囲を定め、PFI事業一律に適用するのもやむを得ないと考える。</p> <p>理由：当協議会でも実施している、実施方針公表済み事業を対象とした調査によれば、平成18年3月末までに特定事業選定がなされた278事業(実施方針公表後、断念、中止になった事業を含む)の内、リスク調整コストの金額が公表された事業は8件、比率のみ公表された事業は14件、リスク定量化の検討は実施されたが金額、比率等の記載のない事業は33件となっており、リスクの定量化を行わないことが一般化している状況が続いている。</p>	<p>現在価値への換算(割引率の設定方法)については、PFI推進委員会総合部会に設置されたワーキンググループにおいても様々な考え方が示されたところであり、解説案で示された内容はこれを踏まえております。</p>
20	全般について	<p>改定されたガイドライン本文の条項立てや、解説文について整理が必要である。例えば、「1 VFMとは」において、VFMの概念、位置づけという基本項目の規定が現ガイドライン本文規定後段に追加される形となっているが、条項立てや本文改定部分と解説部分を再整理すべきである。また、解説部分については、ガイドライン規定の内容を補足・解説した部分、理論や学説の紹介であり、実務上のガイドラインとして主旨があいまいになっている部分(例：割引率の設定、等)、海外事例での紹介部分等が混在しており、ガイドラインとしてわかりにくいものとなっている。改正ガイドラインの解説として の部分に限定し、 、 については参考資料に留める等の整理が必要である。</p>	<p>本文と解説の表記上の区分や位置付けについては、「はじめに」に以下のとおり追記しました。</p> <p><u>・実線囲みの中に本文を抜粋し、改定部分を下線で示している</u></p> <p>なお、解説については、議論の収斂の度合いにより、様々な考え方を併記している部分もございますが、継続的な検討を行いつつも、議論の収斂がなされるまで待つのではなく、段階的に議論の内容を示していこうとの趣旨によるものです。ご理解をいただくことができれば幸いです。</p>

* なお、御指摘を踏まえて事務局案に反映させた御意見については、網掛けをしております。